平成２７年（フ）第１３号
富山県黒部市三日市2844番地６
破産者　ｃｒａｆｔ　ｋｓこと　藤井　圭介
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２７年（フ）第４７号
岐阜県岐阜市須賀４丁目１番17―202号　（サンクエストＡ）
破産者　久保江守彦
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第１２７号
静岡県富士市国久保３丁目９番35号、破産手続開始決定時の住所静岡県富士宮市小泉2227番地の141
破産者　佐野　　誠
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第５号
静岡県富士市今泉3620番地の１　ＱＵＥＥＮ　ＨＩＬＬＳ303号
破産者　中山　一茂
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第６２０号
愛知県尾張旭市緑町緑ケ丘21番地11　緑ケ丘レックスマンション501号、開始決定時の住所愛知県瀬戸市川北町２丁目28番地の１
破産者　松本　伸夫
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３３１号
名古屋市南区元塩町２丁目２番地の15　セントラルハイツ元塩307号
破産者　栗山　敬介
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８５１号
名古屋市港区中川本町７丁目１番地の21　シーズンコート築地口Ⅱ103号
破産者　宮腰　竜一
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５６号
神戸市垂水区塩屋台２丁目15番７号
破産者　藤田　雅俊
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９６号
神戸市兵庫区上沢通７丁目１番15―301号、従前の住所神戸市須磨区北落合１丁目４番36号　白川コーポ411号
破産者　ラナンキュラスこと　脇坂眞知子
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１００号
神戸市灘区大石南町２―１―１　介護老人保健施設神戸日の出苑内、住民票上の住所神戸市東灘区本山中町４丁目８番３―203号
破産者　上田　豊子
成年後見人　守屋　裕介
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５５号
神戸市灘区原田通３丁目２番20―709号、従前の住所大阪府豊中市立花町３丁目７番20号
破産者　中尾　憲二
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３３７号
和歌山市北島433―22　中央マンション４階404号室、住民票上の住所和歌山県海南市大野中486番地１
破産者　大佐古　薫
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３８２号
和歌山県橋本市東家１丁目１番10号　三嶋ビル302号
破産者　小野田大輝
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３２号
高知県高岡郡中土佐町上ノ加江782番地７
破産者　森　　博文
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所須崎支部

平成２７年（フ）第３５号
高知県須崎市大間西町９番７号
破産者　有村　優二
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所須崎支部

平成２７年（フ）第３７号
高知県須崎市多ノ郷甲560番地１　明神アパート
破産者　濱田　文弥
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所須崎支部

平成２７年（フ）第１３１号
神奈川県綾瀬市吉岡1968番地10、申立時の住所北海道旭川市緑が丘１条１丁目１番地　神楽岡ニュータウン市住2415号
破産者　田村　裕介（旧姓平井）
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２７６号
青森市南佃１丁目２番21号　メゾンＫ・２―Ｅ
破産者　神　　道
1　決定年月日　平成28年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係